

水戸市議会基本条例の制定について

1 制定の趣旨及び目的

議会基本条例は議員の役割や議会の基本的な事項を定める条例であり、議会における最高規範となるものである。

水戸市議会では、令和5年6月に議会改革調査特別委員会を設置し、様々な改革に取り組み、議会活動の充実や機能強化を図ってきた。今後も引き続き議会改革に取り組むことで、議会及び議員活動の充実及び活性化を図り、市政の発展及び市民福祉の向上に寄与することを目的に本条例を制定するものである。

2 条例の主な内容

本条例は、全9章で構成されており、総則、議会及び議員の役割及び活動原則、議会運営の原則、市民と議会の関係、議会と市長等の関係、議会の災害対応、議会の体制整備、議会事務局の機能強化等、議会改革の推進等を規定するものである。

3 条例（案）の概要

項 目	概 要
第1章 総則	・ 条例の目的、位置付け及び基本理念について規定するもの。 (1) 目的 議員の役割及び議会の基本的な事項を定めることにより、議会及び議員活動の充実及び活性化を図り、市政の発展及び市民福祉の向上に寄与することを条例の目的として規定するもの。 (2) 条例の位置付け 議会における最高規範とすることを規定するもの。 (3) 基本理念 市民の意見を的確に把握し、公平かつ公正な議論を尽くすことにより、真の地方自治の実現を目指すことを規定するもの。

第2章 議会及び議員の 役割及び活動原則	・議会及び議員の役割，活動原則について規定するもの。 (1) 議会の役割及び活動原則 - ア 議会の役割 議決事件の意思決定，市長等の事務執行の監視等に加え，政策立案や都市間の政策連携及び親善等を目的とした都市間交流を規定するもの。 - イ 議会の活動原則 公正性及び透明性の確保，市民に説明責任を果たすこと等について規定するもの。 (2) 議員の役割及び活動原則 - ア 議員の役割 議案等の審議，政策の立案及び提言，市民意見の市政への反映等について規定するもの。 - イ 議員の活動原則 市民意見を的確に把握し，市政全体を見据えた幅広い視点及び長期的な展望を持つて的確な判断を行うこと等を規定するもの。
第3章 議会運営の原則	・定例会の回数，議会及び委員会運営の基本的な事項等について規定するもの。 (1) 定例会の回数 1年間の定例会の回数を4回と規定するもの。 (2) 議会運営 市民に分かりやすい表現を用いて運営するとともに，デジタル化の推進により，市民の利便性向上に努めることを規定するもの。 (3) 質問等 論点を明確にし，市民に分かりやすい方法で行うことを規定するもの。 (4) 委員会運営 専門性を生かし，市政の課題等に関する調査を適切かつ迅速に行うとともに，委員間討議等を通じて，市長等の事務の執行に対する監視並びに政策の立案及び提言を積極的に行うこと等を規定するもの。 (5) 会派 会派の結成及び主な活動内容について規定するもの。

第4章 市民と議会の関係	・議会への市民参加機会の充実, 市議会の広報及び広聴の充実等について規定するもの。 (1) 市民参加機会の充実 公聴会及び参考人制度の活用, 請願・陳情の提出者等の意見聴取を通して, 政策立案等への市民意見の反映に努めること等について規定するもの。 (2) 広報及び広聴の充実 情報通信技術を活用することにより, 広報及び広聴の充実に努めること等を規定するもの。 (3) 情報の提供及び公開 会議日程及び議題等の市民への事前周知, 議会のインターネット中継, 会議資料の積極的かつ速やかな公開について規定するもの。
第5章 議会と市長等の関係	・二元代表制の下での市長等と議会のあるべき関係, 地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決事件とするものについて規定するもの。 (1) 市長等との関係 市長等と対等で緊張感のある関係を構築し, 市民福祉の向上等に取り組むことを規定するもの。 (2) 法第96条第2項の議決事件 水戸市民憲章の改廃, 都市宣言の制定又は改廃, 海外都市等との交流の提携又は解消を議会の議決事件とすることを明文化するもの。 (3) 監視等 調査権, 検査権その他の権限を行使することにより, 市長等の事務執行について監視するとともに, その効果を検証し, 必要に応じて改善を求めることを規定するもの。 (4) 政策立案等 議員又は委員会の提案による条例の制定等により, 議会が積極的に政策立案等を行うことを規定するもの。
第6章 議会の災害対応	・災害時の体制整備, 議会及び議員の役割等について規定するもの。 (1) 災害時の体制整備 災害等の緊急事態から市民生活の平穏を確保するため, 議会としての体制整備に努めることを規定するもの。

	(2) 災害時の議会の役割 市長等と連携しながら必要な予算を迅速に定めること，必要に応じて議員による協議，調整等を行う場を設けることができること等を規定するもの。 (3) 災害時の議員の役割 地域における被災状況，被災者等に係る情報の収集に努めること等について規定するもの。
第 7 章 議会の体制整備	・議会の機能強化，政治倫理，調査研究，議員定数及び議員報酬の考え方等について規定するもの。 (1) 議会機能の強化 市長等の事務の執行に対する監視等，議会機能の強化に不断に努めることを規定するもの。 (2) 政治倫理等 常に倫理意識の向上に努めるとともに，ハラスメントについては，人権侵害に当たることを認識し，防止に努めることを規定するもの。 (3) 学識経験者等の活用 学識経験者による専門的事項の調査の積極的な活用を規定するもの。 (4) 研修及び調査研究 議員派遣を積極的に活用し，研修及び調査研究に取り組むことを規定するもの。 (5) 議員定数 市政の現状と課題，市民意見の反映を総合的に判断し，定数を 28 名とすることを規定するもの。 (6) 議員報酬 社会経済情勢や本市財政状況等を勘案して定めることを規定するもの。 (7) 政務活動費 政務活動費の活用及び市民への説明責任を果たす義務を有することについて規定するもの。
第 8 章 議会事務局の機能強化等	・議会事務局の機能強化及び議会図書室の充実について規定するもの。 (1) 議会事務局の機能強化 議会機能の向上を図るため，議会事務局の調査及び政策法務機能の充実に努めることを規定するもの。

	(2) 議会図書室の充実 議員の調査研究及び政策立案等の能力向上に資する議会図書室の管理運営とともに、公立図書館との連携によりその充実に努めることを規定するもの。
第9章 議会改革の推進等	(1) 達成状況の検証，公表等 当該条例の目的の達成状況等について検証を行い，その結果を公表することを規定するもの。 (2) 議会改革の推進 社会情勢の変化等に対応するため，必要に応じて条例の見直しを行うなど，継続的な議会改革に取り組むことを規定するもの。

4 施行期日

公布の日